

狩猟免許及び狩猟者登録証の様式変更について

令和4年3月31日付けで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部が改正され、「複数種別の狩猟免許」及び「複数種別の狩猟者登録証」はそれぞれ1枚にまとめた様式を使用できることとなりました。

これに伴い、統合に向けた検討を行っておりましたが、埼玉県では次のとおり狩猟免許及び狩猟者登録証の様式を変更いたします。

今回の変更により、「同じ有効期間の複数の狩猟免許」及び「同じ登録日の複数の狩猟者登録証」はそれぞれ1枚にまとめることとなります。

1 変更の時期

(1) 狩猟免許

- ・令和7年度狩猟免許試験、狩猟免許更新に伴う免許発行から変更。
※狩猟免許の再交付をする場合は、旧様式で交付することがございます。

(2) 狩猟者登録証

- ・令和7年度狩猟者登録に伴う登録証の発行から変更。

2 1枚にまとめる場合について

(1) 狩猟免許

- ・複数の種類の免許を所持している方が、同時に複数の免許を更新した場合。

(2) 狩猟者登録証

- ・複数の猟法について、同時に狩猟者登録した場合。

3 手数料について

- ・狩猟免許更新申請及び狩猟者登録をする際は、これまでと同様に、種類ごとに手数料がかかります。
- ・狩猟免許の再交付及び狩猟者登録証の再交付については、種類数に関わらず、再交付を行う狩猟免許及び狩猟者登録証の枚数に基づき手数料がかかります。

- ・現在有効期間中の狩猟免許には影響はありません。
- ・有効期間中の狩猟免許について、特段の対応は不要です。

4 新様式（見本）

（1）狩猟免状

見本	狩 猟 免 状
第〇〇〇〇〇〇号	網 猟
第〇〇〇〇〇〇号	わな 猟
第〇〇〇〇〇〇号	第一種 統 猟
第〇〇〇〇〇〇号	第二種 統 猟
住所 埼玉県〇〇市1-1-1	
氏名 埼玉 太郎	
平成〇年〇月〇日生	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）により狩猟免許を与える。 よってこの証を交付する。	
令和〇年〇月〇日	
埼玉県知事	
有効期間 令和 〇年 9月 14日まで	
備 考	

（2）狩猟者登録証

見本	注 意 事 項	07 狩 猟 者 登 録 証
1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。	2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。	3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。
4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。	第〇〇〇〇号 網 猟	第〇〇〇〇号 わな 猟
	第〇〇〇〇号 第一種 統 猟	第〇〇〇〇号 第二種 統 猟
	令和〇年〇月〇日	
	埼玉県知事	
5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。	住所	埼玉県〇〇市1-1-1
6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。	氏名	埼玉 太郎
7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とすることができる。	生年月日	平成〇年〇月〇日
	備考	